

公立大学法人宮城大学の定款変更について

1 概要

公立大学法人宮城大学の運営体制を、理事長が学長を兼ねる「理事長・学長一体型」から、令和5年4月に「理事長・学長分離型」に変更するため、定款中の役員等に関する規定について所要の変更を行うもの。

2 運営体制変更の理由

- 令和3年度からスタートした「新・宮城の将来ビジョン」では、政策推進の基本方向として、新たに「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を掲げており、「社会を生き、未来をきりひらく力をはぐくむ教育環境をつくる」ための政策を推進していく上で、宮城大学は重要な役割を担っている。
- 宮城大学は、平成29年度から、学群・学類制の導入をはじめとした大学改革に取り組み、学群の垣根を超えた教員の参画により、地域フィールドワーク等の基盤教育科目の充実や、バリエーション豊かな専門科目の実現などの成果を挙げてきたが、人口減少・少子化が進展する中で、厳しい大学間競争を生き残っていくためには、大学経営・教育研究の両面において更なる充実強化を図り、これまで以上に若者に選ばれ、地域に貢献できる大学を目指していく必要がある。
- このため、現行の理事長・学長一体型の体制から、両者の緊密な意思疎通と連携を前提とした両輪型の分離体制へ運営体制を変更することにより、理事長が適正な大学経営のマネジメントに、学長が教育研究の活性化にそれぞれ専念できる環境となり、より強力な運営体制の構築につながることを期待される。

3 定款変更の主な内容

理事長が大学の学長を兼ねる現在の体制を改め、学長と理事長を別に置くもの。
令和5年4月1日施行。

4 今後のスケジュール

(令和4年7月5日	総務大臣及び文部科学大臣あて定款変更に係る認可申請済)
令和4年8月下旬	定款変更認可
令和4年9月～	法人において学長選考会議を実施
令和5年4月	知事が理事長を任命 理事長が学長を任命

※ 参考

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。